

春日丘荘グループホームデイサービス
共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 大阪府社会福祉事業団（以下「事業者」という。）が設置する春日丘荘グループホームデイサービス（以下「事業所」という。）において、事業者が実施する共用型指定認知症対応型通所介護事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の利用者に対して、適切な事業等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者が実施する事業等は、認知症を伴い要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 5 事業等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 春日丘荘グループホームデイサービス
- (2) 所在地 大阪府茨木市南春日丘七丁目11番22号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)介護従業者 4名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。

(事業等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日3名とする。

(事業等の内容)

第7条 事業等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 相談、援助等
- ② 介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
- ③ 健康のチェック
- ④ 機能訓練
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 延長サービス
- ⑧ 送迎サービス

(利用料等)

第8条 事業等を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該事業等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - (1) 事業等に通常要する時間を超える事業等であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業等に係る厚生労働大臣が定める基準の定める額を超える費用
 - (2) 食事の提供に要する費用 511円（おやつ代含む。）
 - (3) おむつ代 実費か持参

- 4 事業者は、前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 事業者は、事業等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 事業者は、費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、茨木市とする。

（衛生管理等）

- 第10条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者及びその家族は事業等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 従業者は、事業等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する事業等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業者は、利用者に対する事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業者は、事業等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した事業等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した事業等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第 16 条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束を行う場合、態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(個人情報の保護)

第 17 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する際に、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(地域との連携など)

第 18 条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流につとめる。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年 3 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、事業等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。